

民間スイミングスクールを活用した水泳授業の視察結果報告（概要）

1 視察先の基本情報			
① 視察先(市)	志木市	桶川市	北本市
② 学校数	小学校 8校、中学校 4校	小学校 7校、中学校 4校	小学校 7校、中学校 4校
③ 開始時期	令和2年度	令和3年度	令和元年度
④ 令和3年度実施校数	小学校 3校	中学校 1校	中学校 4校
⑤ 視察先(学校)	宗岡小学校 5年生 (2学級、68人)	桶川東中学校 2年生 (4学級、136人)	宮内中学校 2年生 (3学級、98人)
⑥ 水泳指導の民間委託先	コナミスポーツ株式会社 (コナミスポーツクラブ新座)	株式会社 埼玉スイミングスクール (埼玉スウィンスイミングスクール桶川)	株式会社 イナホスポーツ (スウィン北本スイミングスクール)
⑦ 視察日	令和3年12月14日(火)	令和3年12月17日(金)	令和3年12月20日(月)
⑧ 視察参加者	教育総務部次長 新しい学校づくり担当(3名) 指導主事(指導課2名)	新しい学校づくり担当(4名) 指導主事(指導課2名)	教育総務部長 新しい学校づくり担当(3名) 指導主事(指導課2名)

2 視察時の質問回答（視察時に聞き取りした内容）

選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の選定基準については、プール施設の受入可能人数や移動時間に係るプール施設の立地など考慮し、実施することが可能であり、円滑な水泳指導に資することが選定基準となっていた。 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校の選定基準については、学校プール施設の老朽化の状況を鑑み、改修が必要な順番を考慮していた。
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> 入札方法はすべての市で随意契約による単価契約であった。 仕様書の内容については①実施場所、②予定日、③水泳指導時数、④指導内容、⑤指導方法等、⑥施設、⑦移動手段（バス契約も含まれる）、⑧責任の所在、⑨その他で構成されている。 指導内容に関しては、事前の民間施設との調整が非常に重要であり、仕様などの大枠を協議するときは、教育委員会、学校担当者、民間事業者の3者で協議を行っていた。 指導内容については学習指導要領に沿ったカリキュラムに沿って、指導を行うよう依頼しているため、大きな混乱はなかった。 水泳授業の実施方法については、基本的に2時間を続けて行うことで、移動時間、着替時間、指導時間（2コマ分の60分）を確保している。 教員の負担としては、バスの台数に合わせた引率者の確保、見学者への対応、時間割編成の組合せが複雑になる一方で、プール施設の維持管理の負担が軽減されている。 泳力別にインストラクターから指導を受けており、1人のインストラクターが平均15～20人程度の児童を手厚く指導し、泳力の向上に寄与していた。 インストラクターの指導技術は非常に高く、個に応じた支援も適切であるため、短時間で泳力向上が図られる。（特に低位の児童に寄与している） 水泳指導に必要な教材・教具（補助具）も充実しており、必要に応じて活用ができる。
水泳授業の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 志木市では見学者がプールサイドにて、防水袋に入れたタブレット端末を持ち込み、友人の様子を撮影しており、北本市ではインストラクターの指導内容をメモに取っていたが、夏場の暑い時期はギャラリーで見学をすることもある。 民間施設への移動はバスで行っており、学校敷地内での乗り入れや、バス乗車前後の手指消毒、乗車後のバス内消毒を徹底し、安全対策、コロナ対策を施していた。 移動時や水泳授業時の事故の責任については、原則学校が責任を負うこととしているが、水泳指導中の事故についてインストラクターに故意又は重大な過失があった場合は、仕様書で受注者側の責任としている。
効果検証	<ul style="list-style-type: none"> 水泳指導の民間委託後の水泳部の活動場所について、視察先の3市については水泳部がないため、確保していない。 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の評価について、志木市では次の3点があげられた。①専門的な指導員による質の高い水泳指導が行われている、②児童生徒の泳力向上がみられる、③学校プール施設の維持管理にかかる教職員の負担軽減につながっている。北本市では、アンケートによる生徒の満足度9割以上あった。桶川市ではこれから調査を行う予定である。 民間スイミングスクールを活用した水泳授業に対して、保護者から批判的な意見はなく、児童生徒においては温かく、きれいな水で水泳授業が行えたのがよかったとの声が出ている。 今後の民間スイミングスクールを活用した水泳授業の方針について、北本市では大変良い事業であると評価し今後も継続していく予定である。桶川市では市内の全中学校での実施する方向で検討し、来年度は桶川西中学校で実施予定とのことである。志木市では市内の全小中学校へ拡大していく方針であるが現段階では検討中とのことである。

※ 詳細は別紙質問事項の回答を参照

3 視察時の考察

水泳指導に関する点	<ul style="list-style-type: none"> インストラクターによる指導は技能中心となる。学校教育としての指導カリキュラムに含まれる思考、判断、表現をどの場面どのように見取るのかが課題になる。 水泳指導の質に関してはインストラクターの指導能力の影響を大きく受けるため、学校教育に支障がないようどこまで調整できるのかが重要になってくる。 水泳授業の時間を確保するため、移動や着替えの時間を短くする工夫が必要である。 泳力向上を考慮すると中学校より小学校の水泳授業に民間スイミングスクールを活用した方が効果が上がる可能性がある。 民間スイミングスクールを活用した水泳授業に関して、民間事業者の受入許容量の関係でインストラクターの指導が受けられない学校と受けられない学校で不公平感が生まれる可能性がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 水泳授業の実施にあたっては、民間事業者の受入条件、受入定員、指導方針の影響を大きく受ける。 民間施設はバトラブや救護室などが隣接しており、事故や緊急時の設備が充実していることに加え、インストラクターの救命スキルも、訓練の充実が図られているため、安全性が担保されている。 授業見学者に対して、桶川市は単価契約の委託料に含まれないが、北本市は含まれていたため、契約の際にどのような仕様にするのかが注意が必要である。

4 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の参考写真（北本市の視察より）

①バスの送迎



②更衣室（トレーニングルームを代用）



③水泳授業（初級コース・サブプール）



④水泳授業（中級・上級コース、メインプール）



民間スイミングスクールを活用した水泳授業の視察に関する質問事項の回答

ジャンル	No	質問事項	志木市回答（12月14日（火）視察）	桶川市回答（12月17日（金）視察）	北本市回答（12月20日（月）視察）
選定基準	1	民間事業者の選定基準（考え方）について（どのような基準を設けて選定したのか）	・民間プール施設の受入可能人数 ・移動時間に係る民間プール施設の立地	桶川市内の民間プール施設はスウィンのみであり、実施することが可能な施設であったため。（桶川西口駅前にもスイミングスクールはあるが、受入条件が合わなかった）	本事業は、市内実施対象の中学校の保健体育科における水泳指導について業務委託することにより、プール施設、指導業務及び、移動手段を確保し、実施対象校における円滑な水泳指導に資することを選定基準としております。
	2	民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校の選定基準（考え方）について（どのような基準を設けて選定したのか）	学校プール施設の老朽化の状況	施設の老朽化による改修が必要な順番。 ①桶川東中プール S47建築（ろ過機S47設置） ②桶川西中プール S50建築（ろ過機S50設置） ③桶川中プール S42建築（ろ過機S62設置） ④加納中プール S56建築（ろ過機S56設置） 令和3年度は、桶川東中学校をモデル校として実施。 令和4年度は、桶川西中学校を選定し、課題を深める。 令和5年、6年度には、残り2校を順次実施し、市内4中学校（市内全中学校）が実施する予定。	特になし（市内全4中学校での実施）
契約内容	3	水泳授業の契約までのスケジュール	H30、R1…先進地視察（北本市、三芳町） R1…水泳指導のあり方会議を開催→報告書の取り纏め 教育委員会での説明、方針の策定 委託事業者の選定、部内選定委員会での協議 委託事業者との打合せ R2…市内小学校1校（志木第四小学校）にて実施 R3…市内小学校3校（志木第四小学校、宗岡小学校、宗岡第二小学校）にて実施	平成29年度、民間プール検討開始。桶川東中学校をモデル校とする案を提示。桶川東中学校内での検討開始。 平成30年度、桶川東中学校がモデル校として決定。しかし、令和元年度、予算化できず。 令和元年度、桶川市役所とスウィンにて費用面、実施内容（ハード面、ソフト面）の具体的な打ち合わせ。 令和2年度、コロナ感染不安の為、中止。 令和3年度5月、スウィンと契約書の内容について最終確認。5月27日契約。	【令和2年度まで】 ①企業の地域貢献により水泳授業の民間委託の提案を受ける。 ②水泳力向上のための実施の可否の検討 ③コスト面での可否を検討 ④施設面での可否を検討 ⑤学校と委託に関する可否の検討 【令和3年度4月～5月】 ⑥仕様書の作成等契約の準備 ⑦見積聴取 ⑧業者選定委員会 ⑨契約
	4	入札方法について（契約の種類について随意契約・指名競争入札・一般競争入札・プロポーザルなのか）	随意契約（実用的に実施できるところがコナミしかなかったため）	随意契約	業者選定委員会にて市内での契約相手2者のみであり、その性質が競争入札に適さないと判断され、随意契約となった。
	5	契約方法について（契約は総額契約なのか、単価契約なのか）	単価契約	単価契約。 利用施設費用…利用人数単価（見学者分の費用は掛からない） 送迎バス…利用台数単価 指導コーチ…指導者人数単価 ※学校とスウィンの両者から実績報告書を提出してもらい、その参加人数で請求金額を確定し、月毎に支払いをしている。	単価契約（指導料／施設使用料／指導者追加／休日対応／バス運行費）
	6	仕様書の内容（移動方法、指導方法、責任所在）について（バスの契約も含まれているのか）	バスの契約も含む。	指導内容、指導方法、施設について、移動手段、責任の所在等。	実施場所、予定日、水泳指導時数、指導内容、指導方法等、施設、移動手段、その他（バス契約も含まれる）
水泳授業の仕組み	7	水泳指導契約後の委託業者と学校との打ち合わせのスケジュール	授業実施前に職員会議等の場で委託業者による教員向けの説明会を実施している（業者及び担当指導主事出席）。 実際の授業に係る詳細は、説明会後に学校の担当者（管理職及び体育主任等）と委託業者で打合せをしている（回数等については学校の実態に応じて学校と業者で調整）。	学年の指導が始まる前に打ち合わせを行う。必要があれば、打ち合わせを行っている。	実施対象校と受注者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととしています。打ち合わせの場所については、実施対象校と受注者が協議し決定します。 令和3年度は実施1か月前と1週間前に行いました。
	8	委託事業者と学校との打ち合わせ内容（単元計画として、どんな内容のものを提示して打ち合わせをしているのか等）※実際の資料があれば、御恵与くださいますようお願いいたします。	水泳授業開始を6月とするなら、2月から3月上旬にかけて仕様を決めていく必要がある。 水泳授業をしたい学校数と学級数、児童生徒数をコナミに伝えることで、大まかなスケジュールプランを作成できる。 それにも基づき、各学校と教育委員会と調整を行う。 基本的に3回から4回ほど調整会議を行い決定する。	資料にて委託業者との打ち合わせについて仕様などの大枠を決める場合は教育委員会も含め3者で会議を行う。 指導内容については、主に体育主任と主幹教諭が打ち合わせを行い、授業カリキュラムの作成をしている。	・学校教育課及び学校で指導内容を検討した上で、委託業者へ提示し、決定して行う。 ・委託先に伺い、実際のプール指導の流れや動線などを確認している。
	9	委託した際の学校の年間計画について（6月後半から7月に通常水泳時期になっているところは、どのような計画に変更しているのか等）※実際の資料があれば、御恵与くださいますようお願いいたします。	今年度については、5月から2月までの期間に3校実施している。それぞれの実施時期や学校の実態に応じて、単元の組み替えを行っている。（これについては、あくまで各校の判断によるものとなる。） ※指導カリキュラムは学校側からコナミに提出している。	資料にて（6月から12月の行事予定表）	[別紙]令和3年度学校水泳指導民間委託 実施予定日 民間委託先の定休日に合わせて、学校教育課が中心に各学校間で調整をとりながら、決定している。 1 学年年間8時間（2時間×4回） ※50分×2+10分（休み時間）=110分の中で 1回あたり60分以上、水中の指導時間を確保している。
	10	民間スイミングスクールを活用した水泳授業の変則時間割の組み方について	基本的には、各校の通常の時間割に則って水泳授業を実施している。 ※①1・2校時、②3・4校時、③5・6校時の1日3回（3学年）の授業	資料にて（水泳指導について（案）を作成し、業者へ提出）	
	11	水泳授業の評価の仕方について（教職員とインストラクターの役割も含めてご回答ください）	教職員：評価を中心に行う。 インストラクター：指導を中心に行う。 指導内容及び評価規準等については、これまで各校で実施していたものと同様である。（事前の打合せで、各学年での指導内容及び評価について確認をしている。）	泳力検査についてはインストラクター主体で実施。学習カードや見学カード等、それ以外の評価は教員が行う。	教員：プールサイド及び水中から指導し、評価を行う インストラクター：水中指導中心で、泳力評価について教諭に助言する

ジャンル	No	質問事項	志木市回答（12月14日（火）視察）	桶川市回答（12月17日（金）視察）	北本市回答（12月20日（月）視察）
水泳授業の仕組み（続き）	12	民間施設の設備について （プールの仕様、ロッカー・更衣室・トイレの数、貸出道具等） ※施設案内などがありましたら、御恵与ください。	プールの仕様・・・縦2.5m、横1.7m、水深1.3m、1レーン2m サブプール・・・なし 更衣室・・・男子は体育室を使用し、女子は更衣室を使用 室温・・・31.0度 水温・・・31.6度	プールの仕様・・・縦2.5m、横1.7m、水深1.3m、1レーン2m サブプール・・・縦1.5m、横1.0m、水深1.0m、1レーン2m 更衣室・・・男女363人分のロッカー 室温・・・30～32度 水温・・・30～31度	①衛生的な環境と水質の維持に努め、「学校衛生基準第4水泳プールに係る学校環境衛生基準」に基づく水質検査を実施し、認定を受けていること。 ②縦25m以上、横13m以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とする。また、水深については1.1m以上とし、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。なお、サブプール（水深1.1m以上）については、必要に応じて使用可能とすること。 ③コースロープ等の付設により効果的な指導に必要な区切りを設けることができること
	13	民間施設内の児童生徒の動線	バス下車し、階段にて5階へ移動→更衣室で着替え→プールサイドへ→授業スタート 授業終了→シャワー→更衣室で着替え→階段をおり、バス乗車	バス下車→更衣室→プールサイドへ荷物を置く→授業スタート 授業終了→シャワー→更衣室→バス乗車	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から人流を制限して行っております。
	14	実際の授業風景の確認 （見学者の対応、プールサイドの児童生徒の状況など）	水泳指導は2レーンほどコースロープを引き、中級、上級者はそちらで指導する、初級者は残りのレーンを口の字型に大きく使い指導をしている。	水泳指導は4コースで通常行い、泳力レベルに合わせてサブプールで泳げない子を指導するなどの対応も行っている。	見学者及びプールサイドの対応は引率教員が行う。
	15	1レーンあたりに配置可能な児童生徒数 （1レーンあたり ○○人で使用している等）	15名程度（ただし、レーンの両サイドを使用して指導する場合もあるため、その場合においては、15名以上となる）	インストラクターを4名配置しており、基本的に15名以下で指導している。	生徒は熟練度別に4グループに分かれております。1レーンごとの人数は5人以上20人程度。
	16	インストラクター（教職員）1人あたりに指導可能な児童生徒数 （インストラクター1人で○○人の指導をしている等）	15名以下	インストラクターが4名配置のため、生徒の数によるが、2クラスの場合は15名ほど、3クラスの場合は25名程度になってしまう。 インストラクターの他に体育主任が2名ほど配置している。	20人程度
	17	民間施設までの移動手段について （徒歩、バス、それ以外）	バス（他社委託）	バス（自社のマイクロバス）	バス（自社のマイクロバス）
	18	移動時や水泳授業時の事故の責任の所在について （市が責任を負うのか、事業者が追うのか）	学校管理下の事故として、原則学校が責任を負う。	移動・水泳指導に当たっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ること。なお以下の場合には、受注者が責任を負うこと。 ①水泳指導中の事故について、インストラクターの重過失や故意の過失のために生徒に対し事故が発生した場合。 ②水泳指導のためのバス移動中に事故が発生した場合。	移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努めることとしています。 事故が起こった場合は、学校と協力して事態の収拾を図ります。 なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこととしています。 ①水泳指導中の事故について、インストラクターの重過失や故意の過失のために生徒に対し事故が発生した場合。 ②水泳指導のための移動中に事故が発生した場合。
19	民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施した場合の中学校水泳部の活動場所の確保について	本市においては水泳部はなし。	影響なし。 ※水泳部の生徒はほとんどがクラブチームに所属しており、そちらの施設で練習をしているため。	市内中学校には水泳部はございません。	
民間委託の効果検証	20	民間スイミングスクールを活用した水泳授業の評価について （教職員・児童生徒・保護者・事業者の反応はどのようなものか） （市としてどのように評価をしているのか）	・専門的な指導員による質の高い水泳指導が行われている。 ・児童の泳力向上が見られる。 ・学校プール施設の維持管理に係る教員の負担軽減につながっている。	全て終了していないためまだ集約していない。	教職員・保護者：検証予定（令和3年度実施のため） 児童生徒：満足度90%以上（令和元年度） （市としては大変良い事業であると評価をしておりますので、今後も継続していく予定です。）
	21	民間事業者側が考える公立学校のプール利用の課題について	・仕様の内容にかかわるため、学校ごとに指導カリキュラムを大きく変更することはできないが、可能な限り意向は取り入れていきたい。 ・コナミスポーツクラブだけでは、上尾市の全校の受託はできない。	4コースにわけ泳力別に指導したが、4回の授業で泳力を上達させることは難しいと感じた。もう少し回数が増えることが理想である。	・移動時間がかかりすぎると指導の時間が少なくなる。 ⇒移動手段について、最大バスを4台確保するとともに、手指消毒、マスク着用などを徹底し、移動時間が15分程度になるように調整した。 ⇒バス移動時の安全確認のため、各バスに引率教員を1名付けているが、保健体育の教員だけでは足りないため、他の教員の協力が必要になる。 ・授業の時間割の作成が難しい。 水泳授業ができるのが、委託業者の休館日のため、年間行事を考慮しながら考えると、各学校の日程が重なりやすくなってしまふ。
	22	今後の民間スイミングスクールを活用した水泳授業の方針について （市内の全小中学校に展開を検討しているのかどうか）	いずれ拡大していく方針ではあるが、現段階においては検討中である。	市内全中学校の実施を予定している。 （小学校については、インストラクターの派遣が可能か調査中）	現在、検討中です。（当面は現在の事業を継続していく予定）